

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	3,487,380	523,107	263,580	23,892,455	27,643,415	523,107
社	債	5,240,053	786,008	754,053	21,272,822	27,266,928	786,008
預貯金	銀 行 預 金	56,025,133	8,403,770	1,714,635	5,110,126	62,849,894	8,403,770
	銀行以外の金融機関の預金	43,993,413	6,599,012	2,769,797	19,490,228	66,253,438	6,599,012
	勤 務 先 預 金	3,474,360	521,154	6,173	-	3,480,533	521,154
合同運用信託の収益の分配		749,580	112,437	22,478	57,858	829,916	112,437
公社債投資信託の収益の分配等		451,520	67,728	2,623	6,664	460,807	67,728
小 計		113,421,439	17,013,216	5,533,339	69,830,153	188,784,931	17,013,216
定期積金の給付補てん金等		1,976,586	296,488	-	9,299	1,985,885	296,488
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		187,262	30,726	3	-	187,265	30,726
割引債の償還差益		6,477	1,166	-	-	6,477	1,166
計		115,591,764	17,341,596	5,533,342	69,839,452	190,964,558	17,341,596

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	179,968,134	35,443,339	35,554,649	51,463,124	3,637,720	266,985,907	39,081,059
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く）及び特定 受益証券発行信託の収益の分配	-	-	1,609,890	1,596,861	104,786	3,206,751	104,786
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	38,107,811	2,641,329	38,107,811	2,641,329
計	179,968,134	35,443,339	37,164,539	91,167,796	6,383,835	308,300,469	41,827,174

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	27,415,975	1,844,826

調査対象等： 平成22年2月から平成23年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,735,793,448	千円 54,675,165	千円 9,036,639,256	千円 276,668,093	千円 10,772,432,704	千円 331,343,258
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,517,063	39,217	73,411,163	1,175,430	76,928,226	1,214,647
	計	1,739,310,511	54,714,382	9,110,050,419	277,843,523	10,849,360,930	332,557,905
退 職 所 得		179,883,919	2,617,963	153,508,232	5,723,825	333,392,151	8,341,788
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	595	-	595

調査対象等：給与等の支払者から平成23年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	11,772,172	1,700,067
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	60,000,534	7,982,748
	診療報酬	97,852,371	8,488,077
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	48,132,612	3,540,335
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	2,903,844	285,679
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	11,382,106	637,927
	契約金・賞金	428,245	33,584
	小 計	232,471,884	22,668,417
法第203条の2該当（公的年金等）		22,905,828	727,284
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		112,600,625	673,138
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		4,200	216
計		367,982,537	24,069,055
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成23年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	211,911	22,101
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	15,158,902	1,003,446
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	3,938,667	319,770
退 職 手 当 等	24,415	4,883
人 的 役 務 の 報 酬	1,015	203
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	1,823,843	213,298
著作権の使用料又はその譲渡による対価	84,555	16,911
貸 付 金 の 利 子	1,584,614	242,973
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	317,601	42,693
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	540,530	54,053
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	1,480,678	270,957
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	118	24
賞 金	-	-
合 計	25,166,849	2,191,313

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得
についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。